

議案第21号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案決

議案	頁数
21号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「2万7,000円」を「2万5,800円」に改め、同項第2号中「3万7,800円」を「3万6,100円」に改め、同項第3号中「4万500円」を「3万8,700円」に改め、同項第4号中「4万8,600円」を「4万6,400円」に改め、同項第5号中「5万4,100円」を「5万1,600円」に改め、同項第6号中「6万4,900円」を「6万1,900円」に改め、同項第7号中「7万300円」を「6万7,000円」に改め、同項第8号中「8万3,800円」を「7万9,900円」に改め、同項第9号中「8万6,500円」を「8万2,500円」に改め、同項第10号中「10万円」を「9万5,400円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「24,300円」を「2万3,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由（議案第21号）

提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の額を定めるとともに所得段階区分の基準額を変更するために条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
21号	3

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
(保険料率)	(保険料率)
<p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万5,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万6,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万8,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万6,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万1,600円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>6万1,900円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>6万7,000円</u></p>	<p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万7,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万7,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万8,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万4,100円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>6万4,900円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>7万300円</u></p>

00円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 7万9,9

00円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 8万2,5

00円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 9万5,

400円

2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は, 120万円とする。

3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は, 200万円とする。

4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は, 300万円とする。

5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は, 500万円とする。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は, 同号の規定にかかわらず, 2万3,200円とする。

円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 8万3,8

00円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 8万6,5

00円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 10万

円

2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は, 120万円とする。

3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は, 190万円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は, 290万円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は, 500万円とする。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は, 同号の規定にかかわらず, 24,300円とする。

介護保険料の比較

世帯非課税：世帯の全員が市民税非課税 世帯課税：世帯の誰かに市民税が課税
 所得金額：合計所得金額 年金収入額：遺族年金、障害年金を除く公的年金収入額

現行 第6期（平成27～29年度）		見直し後 第7期（平成30～32年度）		
所得段階 年額 【割合】	対象者	所得段階 年額 【割合】	現行との 差額	対象者
第1段階 24,300円 【0.45】	生活保護受給 世帯非課税で老齢福祉年金受給 世帯非課税で所得と年金収入額の合計 が80万円以下	第1段階 <u>23,200円</u> 【0.45】	-1,100円	現行の第1段階と同じ
第2段階 37,800円 【0.7】	世帯非課税で 所得金額と年金収入額の合計が 80万円超, 120万円以下	第2段階 <u>36,100円</u> 【0.7】	-1,700円	現行の第2段階と同じ
第3段階 40,500円 【0.75】	世帯非課税で 所得金額と年金収入額の合計が 120万円超	第3段階 <u>38,700円</u> 【0.75】	-1,800円	現行の第3段階と同じ
第4段階 48,600円 【0.9】	世帯課税, 本人非課税で 所得金額と年金収入額の合計が 80万円以下	第4段階 <u>46,400円</u> 【0.9】	-2,200円	現行の第4段階と同じ
第5段階 54,100円 【基準額】	世帯課税, 本人非課税で 所得金額と年金収入額の合計が 80万円超	第5段階 <u>51,600円</u> 【基準額】	-2,500円	現行の第5段階と同じ
第6段階 64,900円 【1.2】	本人課税で合計所得金額が 120万円未満	第6段階 <u>61,900円</u> 【1.2】	-3,000円	現行の第6段階と同じ
第7段階 70,300円 【1.3】	本人課税で所得金額が 120万円以上190万円未満	第7段階 <u>67,000円</u> 【1.3】	-3,300円	本人課税で所得金額が 120万円以上200万円未満
第8段階 83,800円 【1.55】	本人課税で所得金額が 190万円以上290万円未満	第8段階 <u>79,900円</u> 【1.55】	-3,900円	本人課税で所得金額が 200万円以上300万円未満
第9段階 86,500円 【1.6】	本人課税で所得金額が 290万円以上500万円未満	第9段階 <u>82,500円</u> 【1.6】	-4,000円	本人課税で所得金額が 300万円以上500万円未満
第10段階 100,000円 【1.85】	本人課税で所得金額が 500万円以上	第10段階 <u>95,400円</u> 【1.85】	-4,600円	現行の第10段階と同じ